

## (一般会計分) 令和 8 年度 子ども・子育て支援等推進調査研究事業

## 調査研究課題 (二次公募)

調査研究 課題番号	調査研究課題名
一般 2 - 0 1	保育分野における教育・保育に関連するデータの整理及びデータ利活用に向けた課題分析に関する調査研究
一般 2 - 0 2	こどもホスピスに関連した、重い病気や障害のあるこどもと家族を支える支援体制に関する国際比較調査研究
一般 2 - 0 3	はじめの 100 か月以降もすべてのこどもに質の高い育ちを保障するための基本的な理念・考え方についての調査研究
一般 2 - 0 4	旧優生保護法補償金等支給法に基づく補償金等の請求につながる情報の届き方の解明と請求促進に向けた政策モデルの構築に関する調査研究
一般 2 - 0 5	自治体や医療機関等の保健師・助産師等の専門職が連携した妊娠期から出産・子育て期までの相談支援の在り方に関する調査研究
一般 2 - 0 6	小規模住居型児童養育事業及び児童自立生活援助事業における第三者評価のあり方に関する調査研究
一般 2 - 0 7	ひとり親家庭等の家計の収支状況等に関する分析について
一般 2 - 0 8	離婚前等の生活実態調査について
一般 2 - 0 9	里親・ファミリーホーム・施設の研修実態に関する調査研究
一般 2 - 1 0	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所等に対する支援特性を踏まえた指導監査の実施に関する調査研究
一般 2 - 1 1	児童発達支援センターにおける食事提供及び栄養管理の実態把握に関する調査研究事業
一般 2 - 1 2	障害児入所施設における家庭的な養育環境の推進及びこどもホーム (仮称) に関する調査研究
一般 2 - 1 3	こどもに対する性暴力防止のための取組事例等に関する調査研究

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-01</p>	<p>保育分野における教育・保育に関連するデータの整理及びデータ利活用に向けた課題分析に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>保育分野においては、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の確保・向上に取り組むことができる環境を整備するため、保育所等における ICT 環境整備や、給付・監査等の事務手続をオンラインで行うことができる全国的な基盤の整備等を行ってきた。これらの環境整備等によって、保育現場や自治体にはこどもの教育・保育に関するデータが蓄積されている一方で、その活用は依然として限定的である。</p> <p>こうしたデータについては、可視化し、分析することで、保育実践の改善や子どもにとって真に必要な支援に繋げること等に活用することが考えられる。</p> <p>このため、こどもへの教育・保育に関連するデータについて、どこに（施設・事業所、自治体等）、なにが（園児情報、給付情報等）、どのような形で（データ形式、匿名化の有無等）存在しているのか整理した上で、データの集約化にあたっての課題やデータ利活用の可能性について検討する。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1) 文献等調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育分野、医療分野、介護分野におけるデータ利活用の経緯、活用するデータ項目、活用方法等についてデスクトップ調査を実施し、当該整理の結果を踏まえて、保育分野との比較分析を行い、保育分野でデータ利活用を行う上での前提条件の違い等を整理する。</li> <li>・また、保育分野（国内・国外）における先行事例の収集・分析等を行う。</li> </ul> <p>(2) アンケート・ヒアリング調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育実践の改善や子どもにとって真に必要な支援に繋げること等につなげられる可能性のあるデータを明らかにする。</li> </ul> <p>①国のシステムで保有するデータ</p> <p>②自治体で保有するデータ</p> <p>③保育所で保有するデータ</p> <p>について、データの所在やその内容・形式・活用状況について実態を調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②は、複数の自治体に対してヒアリングを行い、子ども・子育て支援システムで行う事務以外の教育・保育に関連する自治体独自の事務があるか調査し、データ項目の洗い出しを行う。</li> <li>・③は、保育 ICT ベンダに依頼し、保育所等で利用する主要な保育 ICT のデータ項目の提供を求める。また、複数の保育所等やその設置主体（社会福祉法人、市町村等）に対するアンケートやヒアリングを実施し、当該保育所等の設備、職員や利用児童に関連するデータ項目の洗い出しを行う。</li> <li>・上記に加えて、①及び②については、保育業務施設管理プラットフォーム、保活情報連携基盤、こども誰でも通園制度総合支援システム、子ども・子育て支援システム等のデータ項目についてもあわせて整理する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～③のデータ項目の洗い出しを踏まえて、当該データ項目が自治体や保育所等において標準化・共通化された情報か、個人情報にあたるか否か等のデータの性質や傾向を整理する。</li> <li>・また、(1)で収集・分析した保育分野(国内・国外)における先行事例について実施施設・自治体等へヒアリングを行い、活用の状況を調査する。</li> <li>(3)研究会実施(データ活用の可能性と課題整理)</li> <li>・(1)及び(2)の調査結果を踏まえ、考えられる活用方法について例示した上で、有識者や施設・自治体職員、保育ICTベンダ等で構成する研究会においてデータ利活用の方向性や取り組むべき課題について議論し、今後の保育分野におけるデータ利活用の調査研究の足掛かりとする。</li> </ul> <p>なお、その構成員の人选及び調査の進め方等は、こども家庭庁成育局保育政策課と協議を行うこと。</p>
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査及びヒアリング調査の結果や研究会における議論をまとめ、上記で求める課題分析や提言等を加えた報告書(A4版、概要版を含む)。</li> <li>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</li> </ul> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式もあわせて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局保育政策課 企画法令係 (03-6858-0058)</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-02</p>	<p>こどもホスピスに関連した、重い病気や障害のあるこどもと家族を支える支援体制に関する国際比較調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p><b>&lt;研究背景&gt;</b></p> <p>令和5年12月、「こども大綱」において「こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進める」ことが明記され、小児緩和ケアが必要なLTC (Life-Threatening Conditions:生命を脅かされる状態。以下、LTC) のような重い病気のこども（以下、こども当事者）への一層の療養環境の充実、いわゆる「こどもホスピス」の取組を推進していくことが盛り込まれた。</p> <p>一方、取組の推進における留意点として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国における「こどもホスピス」とは、制度上の定義がないことや、</li> <li>・LTCのような重い病気のこどもや家族を対象とする支援の諸制度や、名称に依らずとも、NPO等の民間組織による多様な支援が存在していること、</li> <li>・LTCのような重い病気のこどもには、医療的ケア児、小児慢性特定疾病や指定難病、といった制度・法律上の枠組みに依拠した対象分類がなされていることから、病態の性質を軸にしたケアの実態やニーズや把握、既存の社会資源との具体的な接続の方策等について横断的に捉えにくいこと、</li> </ul> <p>などをふまえ、こども家庭庁では現在、こどもホスピスの多様な対象と機能に着目した上で、こどもホスピスを、建物を構えた場所の名称と限定せず「LTCのような重い病気のこどもが『生きる』を実感できるための取組の総称」と位置付けて取組を推進、令和6年度からの補正予算事業「こどもホスピス支援モデル事業」においても、都道府県等が主体的にこどもホスピスの取組を進める事ができるための事業を開始、地域のこどもホスピスの取組の広がりも推進しているところである。</p> <p>一方、令和5年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業で実施した、こどもホスピスの海外文献調査では、イギリスやドイツ等、各国ごとに異なる医療や家族支援等の関連施策や理念がこどもホスピスの在り方に強く影響していることや、課題対策を検討している現状も把握された。このように「こどもホスピス」とは、主に欧米で発展してきた理念や実践を参照してきた概念であることから、わが国のこどもホスピスの在り方の検討を進めていくに当たっては、イギリスを主とした海外調査を更に充実させ、政策の実現性や公平性、持続可能性、わが国固有に発展する医療、福祉、教育等の制度横断的な「強み」等の観点を踏まえた調査研究が求められている。そのため、本調査研究では、イギリスを主たる調査国とし、ドイツを補完的な比較対象国として設定する。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>※LTC (Life-Threatening Conditions:生命を脅かされる状態) とは、英国小児緩和ケア協会及び、英国小児科学会による定義(1997年)より引用。</p>

	<p><b>&lt;研究目的&gt;</b></p> <p>LTCのような重い病気や障害のある子どもや家族を支える支援体制について、主にイギリスにおける子どもホスピスに関連する法体系や社会制度、現状課題等、実地調査を加えて網羅的に調査、わが国における子どもホスピス普及の在り方の検討に資する基礎資料を得ること。</p> <p>なお、本調査研究は子どもホスピス施設や小児緩和医療体制の現状把握と共に、LTCのような重い病気の子どもと家族の生活を支える海外の施策を網羅的、体系的に把握分析することが重要であり、最終的には、わが国の特徴と強みを生かした、効果的な子どもホスピスの普及に資する成果物を目指すものである。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p><b>&lt;調査研究内容&gt;</b></p> <p><b>1. 調査研究の基本構造</b></p> <p>内容は4層構造を想定する。</p> <p>① イギリスとドイツに関する先行文献による調査分析 (関連法令、政策文書、研究論文等の収集及び、分析)</p> <p>② イギリス実地調査(主たる調査国)</p> <p>③ ドイツ実地調査(日英の比較調査に対して補完的に実施)</p> <p>④ 日本との比較検討のとりまとめ</p> <p>②③はインタビュー調査を想定しているが、各国におけるアンケート調査も検討可能。③については、イギリスと比較検討に有意義な対象を調査すること(一例:緩和ケアにおける障害児や家族支援の施策)。</p> <p><b>2. 調査項目</b></p> <p>以下を参考に、有識者の助言や子ども家庭庁と協議の上決定すること。</p> <p><b>(1) 政策における対象児及び、家族の位置付け</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児緩和ケア対象児の定義と関連制度や事業</li> <li>・Life-Threatening Condition、life-limiting condition の考え方</li> <li>・障害児施策、医療的ケア児施策</li> <li>・家族及び、きょうだい児支援</li> <li>・制度、事業利用の開始基準及び利用経路</li> </ul> <p><b>(2) 小児緩和ケア提供体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院および在宅における小児緩和ケア</li> <li>・地域の支援体制</li> <li>・レスパイトケア</li> <li>・終末期支援</li> <li>・グリーフケア</li> <li>・子どもホスピスの社会的位置付けと役割、設置運営基準の詳細</li> <li>・各提供体制の役割分担、協働体制</li> </ul>

**(3) 障害児支援及び、家族支援**

- ・ 障害児支援制度
- ・ 家族支援制度
- ・ レスパイト支援及び、短期入所
- ・ きょうだい児支援
- ・ 生活支援
- ・ 小児緩和ケアとの接続、関係性

**(4) アクセス及び、ケアのコーディネート**

- ・ 支援開始までの経路
- ・ 紹介ルート、情報や支援のハブ機能
- ・ アセスメント、モニタリング機能
- ・ コーディネート機能
- ・ キーワーカーやソーシャルワーカー機能
- ・ 多職種連携
- ・ 医療・福祉・教育等の多分野との連携、連動性
- ・ 家族への伴走支援

**(5) 教育及び、社会参画の支援**

- ・ 長期療養児の教育
- ・ 在宅療養児の教育
- ・ 障害児や病児教育の施策
- ・ 教育と医療、教育と福祉の連携
- ・ 社会参画の支援
- ・ 余暇活動支援
- ・ こどもの権利保障

**(6) こどもホスピスと関連施策の財源および運営構造**

- ・ 国費
- ・ 地方政府財源
- ・ 医療保険財源
- ・ 障害福祉財源
- ・ 寄付、チャリティ
- ・ 基金
- ・ 利用者負担 など

**(7) こどもホスピスの公平性、持続可能性、ガバナンスに着目した現状と課題**

○公平性

- ・ 地域格差、利用格差、アクセス格差、支援量の差異 など

	<p>○持続可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政基盤、人材確保、サービス供給維持、将来の見通し など</li> </ul> <p>○ガバナンス(設備や人員等の設置基準、運営規定等の詳細を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全管理、品質管理、監査体制、規制当局や第三者による評価、インシデント等の対応など</li> </ul> <p><b>(8) まとめ</b></p> <p>わが国との比較分析の結果、検討課題の整理</p> <p><b>3. 有識者からの助言を得る機会の確保</b></p> <p>本事業の検討に当たっては、課題趣旨の理解を得られる、主にイギリスの医療、社会保障、小児緩和ケア、障害児施策、子育て施策等、わが国のこどもホスピスの取組に関連、近接した領域の研究実績や知見のある者3名程度をバランス良く選出、助言を得る機会を確保すること。調査実施前、結果の取りまとめ前など各2回程度が望ましい。有識者の人選や求める助言内容については、こども家庭庁成育環境課と適宜協議すること。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>各国の最新情報の情報収集と現地調査を積極的に実施すること。現地調査先の選定については、期間内に効率的に実施できるよう各国の調査先との交渉等、計画性を持って円滑に行うよう努めること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記、調査を実施した成果物として、一般報告書(図表を効果的に採用し、分かりやすく調査内容をとりまとめたもの)、一般報告書の概要(A4、2枚まで)を提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体(ワードやエクセル等)も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局成育環境課 こどもホスピス担当 (03-3539-8327)</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-03</p>	<p>はじめの100か月以降もすべてのこどもに質の高い育ちを保障するための基本的な理念・考え方についての調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>こども基本法・こども大綱に基づき「こどもの育ちを切れ目なく支える」ことが必要であり、全てのこども・若者に対して切れ目なく、安心できる環境を保障していくことで、今を生きるこどもたちが自己肯定感を持つことができ、現在及び将来にわたって自身にとって幸せな状態を実現することが求められている。</p> <p>幼児期までの育ちについては、こどもの発達特性や重視すべき考え方について、「はじめの100か月ビジョン」が策定され、基本的な考え方を共有することで関係者間の連携促進を図っているところ。また、若者政策についても、10万人調査の開始他、基本設計に向けた検討が本格化している。</p> <p>他方で、乳幼児期以降の、学童期、思春期、青年期のこどもの育ちを支えるために共通して必要な考え方や基本的な概念は、必ずしも共有されているとはいえない。</p> <p>これらの時期にかかわるものとしては、教育分野における教育振興基本計画及び学習指導要領、放課後児童クラブの運営指針・児童館ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン、児童福祉司や児童心理司に係る養成カリキュラム等があるところであるが、こどもにかかわるおとなは、こうした事業やサービスに係る者以外にも様々に存在している（例：居場所づくりにかかわる地域の大人、学校のイベントにボランティアとして参加する保護者や地域の方等）。</p> <p>さらに、多様な居場所（関係性を含む）をもつこどもほど、自己認識の前向きさがみられること（「子供・若者インデックスボード」⑥安心できる場所の数と自己認識の関係）や、様々な大人・仲間と関わることで、困難にすなやかに適応する支えとなり、将来の健康リスクや社会的困難につながる可能性のある逆境的小児期体験の影響を緩和する可能性が示唆されている（「肯定的な社会体験（Positive Childhood Experiences:PCEs）。</p> <p>こどものまわりのおとながこどもへのかかわり方について共通認識を得ることによって、こどもと大人のよりよい関わり方を実現し、こども若者のよりよいウェルビーイングの獲得につなげていくために、以下の3点を調査することを本調査の目的とする。</p> <p>A. はじめの100か月以降のこどもへのかかわり方についての理念や先行調査の整理（こどもの発達にかかわる理念・こどもの発達を促進するための学説の整理）</p> <p>B. こどもにかかわる大人向けの研修に必要な事項の整理</p> <p>C. 諸外国に学童期・思春期・青年期のこどもの育ちを支えるための必要な考え方や基本的な概念について、個別事業を超えた共通したものとして、整理した指針があるかの調査（学童期/思春期/青年期の全体を通じたものに限らず、各時期についての指針を含む）</p>

想定される事業の  
手法・内容

(1) 有識者ヒアリングの実施

オンラインもしくは対面によるヒアリングを行い、調査実施初期段階における調査対象や方法等への意見をj得る。

ヒアリングは、学齡期のこどもたちの心理的、身体的、社会的な状況・状態に関する知見を有する学識者や、実際にこどもや保護者に支援等j関わる民間団体等jなど、視点が異なる各種分野の有識者を選定する。有識者の選定その他、ヒアリングの実施にあたっては、事前にこども家庭庁担当課と協議することとする。

(2) はじめの100か月以降のこども・育ちに関する既存の調査研究等の収集・分析

文献調査として、はじめの100か月以降のこどもたちの育ちに対する施策の企画・立案の基礎資料をj得るという観点から、A～Cの目的を達成するために、次の(ア)から(エ)までに示す内容を基に、先行して実施されている調査研究及びこども支援団体等における情報の収集・とりまとめを行う。収集・とりまとめを進めるにあたり、収集・とりまとめの方針について、こども家庭庁担当課と協議すること。

(ア) 収集の対象は、国内情報として、「各府省や研究機関などにおいて実施された乳幼j児期以降のこどもの育ちに関する調査研究結果

(学会誌や一般書籍等を含む)・ガイドライン等政策文書・こども支援団体や支援者の養成機関等が実施するこどもへのかかわり方や子育てに関連する研修内容とする。また、国外情報として、「諸外国(3-5ヵ国程度)における学齡期のこども政策における育ちを支えるための基本的な考え方」とする。文献調査の内容・方法(諸外国の選定を含む)については、探索にあたっては有識者ヒアリングや「こども支援団体や支援者の養成機関等が実施するこどもへのかかわり方や子育てに関連する研修内容」等も参考にして探索範囲等を決定し、こども家庭庁担当課と協議して決定することとする。

(イ) 調査方法は「文献および各府省府のHP等における公表情報等や民間団体HP上からの情報収集」を用い、必要に応じて「メール等での問い合わせ」及び「ヒアリング(オンラインでのヒアリングを含む)」を行う。

(ウ) 調査項目は、以下のとおりとする。

1. 国内情報において扱われた領域(例. 学校教育、社会教育、児童福祉、社会的養護)毎の調査・文献・政策文書・研修カリキュラム
2. 1の調査に基づく、乳幼j児期以降のこどもへのかかわり方についての基礎的な理念・概念(例. 子どもの権利、セーフガーディング)とその概説の一覧(領域及び参考文献の一覧を含む)

	<p>3. 2について、乳幼児期以降のこどもにかかわる大人の研修の仕組に必要な事項（対象や方法、テーマや実施主体に求められること等）の整理</p> <p>4. 国外情報について、当該国毎に、学童期・思春期・青年期のこどもの育ちを支えるために共通して必要な考え方や基本的な理念・概念について整理した指針文書の有無、該当する文書の名称及び概要・当該国内における周知範囲・研修等の実施状況</p>
<p>求める成果物</p>	<p>調査結果をまとめた事業報告書（本体・概要版）</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p> <p>※以下のデータおよび各調査結果についての分析並びに総合的な考察・提言を含むものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ヒアリング結果</li> <li>2. 領域ごとの文献等調査対象一覧</li> <li>3. 領域ごとの政策文書一覧</li> <li>4. 基礎的な理念・概念（例. 子どもの権利、セーフガーディング）とその概説の一覧（領域及び参考文献の一覧を含む）</li> <li>5. 乳幼児期以降のこどもにかかわる大人の研修の仕組に必要な事項</li> <li>6. 国外情報について、国ごとに思春期・青年期のこどもの育ちを支えるために共通して必要な考え方や基本的な概念について整理した指針文書の有無、該当する文書の名称及び概要・当該国内における周知範囲・研修等の実施状況</li> </ol>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>成育局成育環境課 居場所づくり係（03-6861-0229）</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-04</p>	<p>旧優生保護法補償金等支給法に基づく補償金等の請求につながる情報の届き方の の解明と請求促進に向けた政策モデルの構築に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>旧優生保護法による優生手術の被害は約2万5千件とされている中で、旧優生保護法補償金等支給法に基づく補償金等については、その認定件数（累計）は令和8年4月時点で約1,800件にとどまっており、その請求件数（月次）は同年4月で65件と減少傾向にある。国としても、様々な媒体による周知広報を実施しているが、被害者の中には高齢の方や障害を有する方*が少なくなく、情報の届きにくさをはじめとする複合的な要因が課題とされている。本調査研究では、補償金等の請求に至った当事者へのヒアリングを通じてどのようなきっかけで請求に至ったか、どのように情報が届いたかを把握し、その背景にある要因を分析するとともに、補償金等の請求を希望する者が相談や請求をしやすい環境整備に資する政策モデルの構築を目的とする。</p> <p>※身体障害、知的障害、精神障害及びその他の心身の機能の障害を有する方</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. ヒアリング調査（対象：抽出）</p> <p>基本的には、旧優生保護法補償金等支給法施行以降に、補償金等の支給を受けた当事者及びその家族・支援者を対象に、どのようなきっかけで制度を知ったか、どこから情報を得たか、相談・請求を決めるまでにどのような経緯があったか等をヒアリング調査によって明らかにすること。</p> <p>特に、障害のある方やその支援者がどのように制度にたどり着いたかという障害福祉の視点を重視し、障害の種別や支援の状況が請求行動に与えた影響についても把握すること。</p> <p>また、相談・請求から認定に至った事例の分析を通じて、相談・請求につながった要因と相談・請求に至らなかった可能性のある要因を整理すること。</p> <p>対象者は関係団体等への協力依頼を基本としつつ、SNSや広報誌を通じた公募等、複数の方法を組み合わせて実施することとする。また、障害の種別や情報入手経路等が多様になるよう配慮しながらおおむね10～20件程度を参考件数とし、対象者の確保状況に応じて担当課と協議の上、件数や調査の進め方を柔軟に調整することとする。</p> <p>また、調査に当たっては、調査対象者への倫理的配慮が求められることから、受注者は、倫理審査の実施（自機関の倫理審査委員会又は適切な外部機関の審査を含む）及びインフォームドコンセントの取得、個人情報の適切な管理等を行うこと。</p> <p>2. 制度情報の伝わり方と阻害要因の整理・分析</p> <p>1の調査結果をもとに、「制度を知る」「相談する」「請求する」という各段階で、当事者がどのような状況に置かれていたか、また何が妨げになっていたかを整理すること。</p> <p>特に、障害福祉サービスを利用している方々に情報がどのように届いているか（あるいは届いていないか）に着目し、障害の種別・程度や支援体制の違い</p>

	<p>が情報の届きやすさに与える影響を分析すること。</p> <p>あわせて、自治体の取り組み状況に関する既存の資料も活用し、地域によって支援の状況や情報の届き方にどのような差があるかについても検討すること。分析の進め方は、担当課と随時相談しながら行うこと。</p> <p>3. 実装可能性を踏まえた政策モデル案の構築</p> <p>2の整理・分析をもとに、補償金等の相談・請求を希望する方が必要な情報や支援にアクセスしやすくなるための具体的な方策を整理すること。</p> <p>特に、障害福祉の支援現場との連携を視野に入れ、障害のある方が制度にたどり着きやすくなるための仕組みを含む政策モデル案を構築すること。</p> <p>自治体が実際に取り組める相談体制のあり方や周知の方法についても具体的に示すこと。施策の方向性は担当課の意向を踏まえて整理することとする。</p> <p>4. 有識者による検討委員会の設置・運営</p> <p>調査の設計・分析・政策モデルの内容が適切かどうかを確認するため、専門家による検討委員会を設置すること。</p> <p>委員は、障害福祉・社会福祉・行動科学・心理学・広報・公衆衛生などの分野の専門家に加え、当事者支援の実務経験者で構成すること。具体的な人選は担当課と相談の上決定することとする。</p> <p>委員会は調査期間中に2～3回程度開催し、以下の事項について検討・助言を受けることを想定して開催すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリング調査の設計（対象者の選び方・調査項目・配慮事項など）</li> <li>・調査結果の分析の方向性と内容の確認</li> <li>・障害福祉の視点を踏まえた情報の届きにくさの構造に関する検証</li> <li>・制度利用を支える政策モデルの方向性と内容に関する助言</li> </ul>
<p>求める成果物</p>	<p>以下の成果物を作成・提出することとする。</p> <p>なお、成果物は電子媒体（PDF形式及び編集可能な形式）で提出することとし、報告書及び概要版については紙媒体でも提出すること。</p> <p>1. 調査研究報告書</p> <p>ヒアリング調査結果、制度利用に至る行動契機の実態分析、制度情報の伝わり方と阻害要因の整理・分析、及び政策モデルの検討結果等を体系的に整理した報告書を作成すること。</p> <p>2. 概要版（政策実務者向け）</p> <p>調査結果の要点及び政策的示唆を簡潔に整理した概要版を作成し、自治体等における活用を想定した分かりやすい内容とすること。</p> <p>3. 政策モデル整理資料</p> <p>制度利用を支えるための具体的方策について、実施手順、検討の視点、留意点等を整理した資料を作成すること（自治体における活用を想定）。</p> <p>4. 支援資材（試作）</p> <p>制度の周知や相談対応に資する簡易な資材（例：広報資料案、相談対応の基本的考え方を整理したガイド等）を試作すること。</p>

	5. 分析データ及び関連資料 ヒアリング調査の整理結果、分析に用いたデータ及び資料一式を電子媒体により提出すること。
担当課室・担当者	成育局母子保健課 旧優生保護法補償金等支給業務室 (03-6862-0565)

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-05</p>	<p>自治体や医療機関等の保健師・助産師等の専門職が連携した妊娠期から出産・子育て期までの相談支援の在り方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>日本の母子保健制度は、母子保健法に基づき、妊娠期から出産・子育て期まで、各種母子保健施策の推進に加え、周産期医療や小児医療等の体制整備等の取組を実施しており、妊産婦死亡率や乳児死亡率は世界有数の低率国となっている。</p> <p>一方で、近年は、核家族化や地域社会の変容等を背景に、困難を抱える妊産婦・家庭の顕在化や、児童虐待等、母子保健に求められる課題は複雑化し、妊産婦・こどものみならず、家族全体の心理社会的な課題への対応が求められている。</p> <p>現在、自治体や医療機関における各種母子保健事業において、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦等包括相談支援事業（3回）</li> <li>・妊婦健診（14回）</li> <li>・産婦健康診査事業（2回）</li> <li>・乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>・新生児訪問</li> <li>・乳幼児健診（1か月健診、3～5か月児健診、9～11か月児健診、1歳6歳児健診、3歳児健診、5歳児健診）</li> </ul> <p>等、計25回以上の、様々な相談・支援の機会がある。また、こども家庭センターを拠点として、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行っているところである。</p> <p>他方、上記の様々な機会においては、必ずしも事業間で連携・情報共有されているとは言えず、例えば、フィンランドにおける「ネウボラ」や「ネウボラナース」のような、同一の者や同一のチームが一貫して支援するなどにより相談をしやすく、ダイアログなど双方向の相談支援ができ、幅広い相談に対応することができる仕組みが必要ではないかという指摘もある。</p> <p>そのため、本研究においては、国内における妊婦健診等を含めた各種相談・支援事業の連携・状況共有等の事例調査やフィンランドのネウボラ等を含めた諸外国における母子保健制度に係る先行調査や事例の精査等を行い、今後の自治体における持続可能な相談支援等の在り方の検討を図るため基礎資料を得ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p><b>1. 検討委員会の設置・運営</b></p> <p>有識者、自治体関係者、関係団体等で構成する検討委員会（10人程度、2回予定）を開催し、調査研究のあり方等について検討を行う。なお、委員の選定については、担当課と協議の上、決定すること。</p> <p><b>2. 自治体や医療機関等の保健師・助産師等の専門職が連携した妊娠期から出産・子育て期までの相談支援の在り方に関する調査</b></p> <p>調査実施に当たり、「ネウボラ」や「ネウボラナース」については、</p> <p>①同一の者が妊娠期から子育て期まで一貫した支援を行うこと</p>

	<p>②ダイアログなど双方向の支援ができること  ③家計支援など幅広い相談に対応すること  ④日本の母子保健制度と比較して多くの相談支援の機会があること等の利点等が示されている。</p> <p>そのため、以下、(1)～(4)について、上記①～④の視点を踏まえつつ、最新の状況を元に、検証及び検討を行うこと。</p> <p><b>(1) 国内における妊婦健診等を含めた各種相談・支援事業の連携、情報共有等に係る事例収集</b></p> <p>保健師・助産師等の同一のチーム等による対応も含め、特に上記①・②を実施している事例を収集すること。</p> <p>また、事例収集を踏まえ、事業間での連携・情報共有を行うことで、同一の者が一貫して支援を行う「ネウボラ」や「ネウボラナース」と比較した効果についても示すこと。</p> <p><b>(2) フィンランドのネウボラ等についての調査</b></p> <p>フィンランドのネウボラ等を含めた諸外国における母子保健制度に係る先行調査や既存調査や事例等の精査を行い、必要に応じて、最新の状況を踏まえたアップデートを行う。その際、国内及び諸外国における母子保健制度や事例等について、①～④に係る比較も示すこと。</p> <p><b>(3) 自治体保健師等に対する研修・支援等の検討</b></p> <p>(1)における国内事例や、(2)における諸外国の事例等も参考に自治体保健師等に対して、どのような研修・支援等が必要か検討する。</p> <p>その際、例えば、現行の保健師等の養成課程(カリキュラム)等も踏まえた上で、上記②・③における観点で、どのような対応が必要かについても検討すること。</p> <p><b>(4) 上記(1)～(3)を踏まえた、自治体における、妊婦健診等を含めた各種相談・支援事業の連携、情報共有等の仕組みの検討</b></p> <p>上記①～④の視点を含めた、総合的な対応方策を検討すること。</p> <p>例えば、特に、自治体が妊産婦健診等を委託している医療機関において必要な相談支援の一角を担うような仕組みの検討を提案すること。</p> <p>なお、上記の実施に当たっては、担当課と協議の上、決定すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>調査研究における報告書及び概要版を作成し、提出すること。併せて、調査・分析に用いたデータ一式等についても提出すること。</p> <p>※報告書及び概要版については、電子媒体及び紙媒体で提出すること。調査・分析に用いたデータ一式等については、電子媒体のみでも差し支えない。ま</p>

	<p>た、電子媒体においてはPDF 及び編集可能な電子媒体も併せて提出すること。</p> <p>なお、「想定される事業の手法・内容」の「2. 自治体や医療機関等の保健師・助産師等の専門職が連携した妊娠期から出産・子育て期までの相談支援の在り方に関する調査（1）（2）」については、令和8年12月までに中間報告（取りまとめ）を提出すること。</p>
担当課室・担当者	成育局母子保健課 母子保健指導専門官（03-6862-0402）

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-06</p>	<p>小規模住居型児童養育事業及び児童自立生活援助事業における第三者評価のあり方に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）及び児童自立生活援助事業は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の28及び第36条の23により、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならないこととされている。</p> <p>また、両事業については、「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」（令和7年3月31日付こ支家第154号こども家庭庁支援局長通知）等に基づき、第三者評価基準等が定められているところである。</p> <p>本調査研究では、令和4年改正児童福祉法等を踏まえ、評価項目・評価基準の見直し等に向けた検討を行い、評価基準等の改定案を作成することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>検討に当たっては、各施設や里親等の関係団体、自治体、学識経験者等からなる検討委員会を設置する等、それぞれの現場の実態が反映されるよう検討を行う。なお、検討委員の決定等について、適宜、担当課と協議すること。</p> <p>検討に当たっては、実態や課題、効果的な評価方法等を把握すること。</p> <p>その他、調査研究を進めるに当たっては、担当課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局家庭福祉課 児童福祉専門官 社会的養護専門官 指導係（03-6859-0149） 社会的養育支援係（03-6859-0174）</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-07</p>	<p>ひとり親家庭等の家計の収支状況等に関する分析について</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>近年の物価上昇（特に食料品・光熱費）を背景に、ひとり親家庭及び二人親家庭（以下「ひとり親家庭等」という。）の家計収支が実質的にどのような影響を受けているかを把握することが喫緊の課題となっている。</p> <p>全国家計構造調査（総務省）においては、特にひとり親家庭が食料・住居・光熱水道など生活必需支出の割合が高く、物価上昇の影響を受けやすい構造となっていることが把握されている。</p> <p>令和8年3月の消費者物価指数（総務省）においては、総合指数の前年同月比が+1.5%にとどまる一方、食料に限った場合は+3.6%と高止まりしており、食料支出の割合が高いひとり親家庭への影響が特に懸念される。</p> <p>そのため、既存の統計調査（国民生活基礎調査（厚生労働省）、全国家計構造調査（総務省））の二次集計を行いつつ、足元のひとり親家庭等の家計の収支状況等に関する調査を行い、足元の物価高の影響を分析し、今後のひとり親家庭等の支援の方向性を検討するにあたっての検討材料を得る。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. 既存の統計調査結果の更なる分析</p> <p>既存の統計調査結果（国民生活基礎調査（厚生労働省）、全国家計構造調査（総務省）、生活と支え合いに関する調査（国立社会保障・人口問題研究所）等）の二次集計の結果を踏まえ、統計的な分析手法を用いて更なる分析を行う。特に年収帯別による分析を行うこと。</p> <p>2. 足元の家計の収支状況等に係る調査</p> <p>ひとり親家庭等の直近の家計収支等の実態を把握するため、アンケート調査を行う。アンケートの内容は、足元の物価高が家計収支等に与える影響を分析できるよう、1の既存の統計調査と比較可能な内容とすること。</p> <p>調査項目は、基本属性、世帯状況、就労状況、収入状況、支出状況、生活意識等とし、以下の観点で主に分析を行うこと。</p> <p><b>【分析の主な観点】</b></p> <p>① 家計収支の全体像 （属性（ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・二人親家庭）別） ・年収別の月間実収入・可処分所得・消費支出・黒字額などの平均 等</p> <p>② 費目別消費支出の構造 （属性（ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）・二人親家庭）別） ・年収別の平均の費目別支出額・割合 等</p> <p>③ 生活意識 （属性（ひとり親家庭（母子世帯・父子世帯）・二人親世帯）別） ・年収別の生活意識 等</p> <p>④ 1及び2の①～③を踏まえた足元の物価高が家計収支等に与える影響 等</p>

	<p>3. その他</p> <p>調査研究の実施にあたっては、個別ヒアリング等により、必要に応じて有識者等の意見を聴取することとする。</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、支援局家庭福祉課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査結果の概要（PowerPoint 媒体）及び詳細データ（Excel 媒体）</li> <li>・ 調査研究報告書（調査結果の分析・検証結果）</li> </ul> <p>※報告書の具体的な内容については、支援局家庭福祉課と協議するものとする。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官（050-1704-1859）</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-08</p>	<p>離婚前等の生活実態調査について</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>人口動態統計によれば、別居開始から離婚成立までには一定の期間を要することがわかっており、令和2年の調査では親権を行う子がある家庭の15.4%が、1年以上の別居期間を経て離婚に至っている。離婚前には一定期間にわたり夫婦の生活が分離する実態がみられるが、その過程においては、生計の分離や子の監護の偏りが生じ、実質的にひとり親家庭に近い状況に置かれる場合がある。</p> <p>しかしながら、こうした離婚過程にある子育て世帯がどのように生計を維持し、生活しているのかといった生活実態は、既存の統計からは十分に把握できない。</p> <p>そのため、本調査では、既存の統計調査（人口動態統計（厚生労働省）等）の二次集計を行いつつ、離婚前等、特に別居期間中の子育て世帯の生活実態を把握することで、今後のひとり親世帯の支援の方向性を検討するための材料を得ることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>1. 既存の統計調査結果の更なる分析</p> <p>既存の統計調査結果（人口動態統計（厚生労働省）等）の二次集計の結果を踏まえ、統計的な分析方法を用いて、更なる分析を行う。特に、子と同居している家庭について、別居開始から離婚までの期間、世帯の主な職業等について分析を行うこと。</p> <p>2. 離婚前等の生活実態調査</p> <p>子育て世帯の離婚前等の生活実態を把握するため、アンケート調査を行う。調査は、過去5年以内に子どもを主に養育している状態で、離婚の意思を前提とした1か月以上の別居経験または離婚経験のある人を対象とする。</p> <p>調査項目は、基本属性、離婚を検討しているとき及び別居時の世帯状況、就労状況、収入状況等である。</p> <p><b>【分析の主な観点】</b></p> <p>①基本属性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚の有無 ・別居の有無</li> <li>・調査対象者の別居開始時又は離婚時の年齢・子供の人数及び年齢</li> <li>・別居前後又は離婚前後の居住地(都道府県)</li> <li>・DVの有無 等</li> </ul> <p>②離婚に関する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚の種類（協議離婚・裁判離婚〔調停・審判・和解・判決〕）</li> <li>・離婚理由 ・養育費の状況 等</li> </ul> <p>③別居に関する状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・別居理由及び期間</li> <li>・別居前後の生活費の負担状況・婚姻費用（別居中）の支払状況</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別居前後の住まいの状況(引っ越しの有無、住まいの探し方、家賃負担の状況等)</li> <li>・両親との関わり方の状況（同居の有無、手伝いの有無）</li> <li>・親子交流の状況 等</li> <li>④自身の就労・収入状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・別居前後及び離婚前後の就労状況</li> <li>・個人収入及び世帯収入 等</li> </ul> </li> <li>⑤こどもに関する状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・別居時又は離婚時のこどもへの説明状況</li> <li>・別居又は離婚によるこどもへの影響（転校等） 等</li> </ul> </li> <li>⑥生活上の困難 <ul style="list-style-type: none"> <li>・困難の内容（生活費、就労、住居、子育て等）</li> <li>・最も困難であった時期（離婚前・別居中・離婚後）</li> <li>・相談先</li> <li>・求めていた支援 等</li> </ul> </li> </ul> <p>3. その他</p> <p>調査研究の実施にあたっては、個別ヒアリング等により、必要に応じて有識者等の意見を聴取することとする。</p> <p>※本調査研究を進めるにあたっては、支援局家庭福祉課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果の概要（PowerPoint 媒体）及び詳細データ（Excel 媒体）</li> <li>・調査研究報告書（調査結果の分析・検証結果）</li> </ul> <p>※報告書の具体的な内容については、支援局家庭福祉課と協議するものとする。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局家庭福祉課 就業・自立支援専門官（050-1704-1859）</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-09</p>	<p>里親・ファミリーホーム・施設の研修実態に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>国においては、家庭養育優先原則の下、里親及びファミリーホーム（以下「里親等」という。）への委託を進めるとともに、施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設等。以下同じ。）については、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めることとしている。</p> <p>近年、社会的養護を必要とするこどもにおいては、被虐待体験や障害等のあるこどもが増加しており、このような中で、里親等や施設において適切にこどもを養育するためには高い専門性が求められるため、里親等の質や専門性の向上、施設に求められる機能に応じた職員を育成するための研修の充実が必要となっている。</p> <p>本調査研究では、今後の研修の在り方の検討に資するための実態把握及び分析を行うことを目的とする。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>研修実施主体（子どもの虹情報研修センター、西日本こども研修センターあかし、都道府県、指定都市、児相相談所設置市、関係団体、各施設等）が行う研修内容、時間数、受講者の対象範囲と階層、受講者数等を把握し、その結果について、それぞれの観点から分類・整理を行うとともに分析を行う。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたっては、担当課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成して提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局家庭福祉課 児童福祉専門官 社会的養護専門官 指導係（03-6859-0149） 社会的養育支援係（03-6859-0174） 措置費係（03-6859-0137）</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-10</p>	<p>児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所等に対する支援特性を踏まえた指導監査の実施に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>自治体が行う障害児通所支援事業所等に対する指導監査においては、障害児とその家族のニーズの多様化・複雑化や、多様な運営主体による参画等に対応するため、法令遵守の確認に加えて、支援の質や専門性を適切に評価する視点が求められている。障害児支援分野においては、画一的な基準による評価では支援実態の把握が難しく、支援特性に応じた専門的な指導手法の整備が課題となっている。</p> <p>そこで、本調査研究では令和7年度障害者総合福祉推進事業において策定された「指定障害福祉サービス事業所等に対する集団指導・運営指導マニュアル」及び「指定障害福祉サービス事業者等に対する監査マニュアル」に児童福祉法に基づく障害児通所支援事業者等に対する観点を加筆するとともに、自治体における指導・監査の質の均一化と業務の効率化を目的とした新たな指導・監査のマニュアル及び運用方法を明らかにすることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1) 既存マニュアルの更新 既存の集団指導・運営指導、監査に関するマニュアルについて障害児通所支援事業所等を集団指導・運営指導及び監査する観点から加筆・更新を行う。</p> <p>(2) 監査指導権限を有する自治体への調査 障害児通所支援事業所等の指導監査において、支援特性に応じた専門的な指導手法を抽出するために現状と課題等について紙面調査（悉皆）及びヒアリング調査（抽出）を実施する。</p> <p>(3) 有識者及び自治体等で構成する委員会を開催し、(2)の内容検討・結果分析・考察を行う。具体的には、障害児通所支援事業所等への集団指導・運営指導及び監査の実情を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援特性に応じた評価指標の策定</li> <li>・運営指導における確認項目及び確認文書整理・体系化</li> </ul> <p>を行い、(1)のマニュアルに追補等し、全国の自治体が共通して活用できる実践的な監査指導等のマニュアル及び運用方法の提案を行う。</p> <p>なお、障害者を対象とした障害福祉サービス等に対する集団指導・運営指導及び監査の観点との整合を図るため、こども家庭庁の担当課室・担当者と事業実施の進捗について適宜協議を行うこと。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>全国の自治体が障害児通所支援事業所等への集団指導・運営指導及び監査において共通して活用できる実践的な指導・監査のプロセス等を踏まえたマニュアル（案）及び自治調査の報告書</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局障害児支援課（03-3539-8345）</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-11</p>	<p>児童発達支援センターにおける食事提供及び栄養管理の実態把握に関する調査研究事業</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>適切に調理された食事を喫食することは、児童の心身の発育発達及び生活の質の向上に極めて重要である。また、児童発達支援センターにおける栄養管理（栄養・食生活）に係る支援については、家庭や地域生活に活かしていくためにも重要であり、口腔内機能・感覚等に配慮しつつ、摂食機能、姿勢保持、手指の運動機能等に応じた食事提供が行われている。一方で、児童発達支援センターにおける栄養管理の知見については十分に集積されているとは言えず、個々の特性等に応じて各施設において取り組まれていることが現状である。</p> <p>児童発達支援センターにおける食事の提供については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）では、調理室を設けることとされ、自園調理を行うことが原則であるところ、平成24年から、児童発達支援センターの運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、児童発達支援センターは、給食の外部搬入を行うことができるとされてきた。加えて、令和7年度の構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、個々の利用児童の発達に応じた給食提供、食物アレルギー疾患への対応及び施設と事業者間の給食に係る情報のやりとり等について、適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、全国展開を行うことが示された。</p> <p>今後、従来我自園調理に加えて、様々な主体による食事提供が行われることが想定される中、児童発達支援センターにおける食事提供や栄養管理の実態について、適切に把握した上で施策の検討に活用することが求められる。そこで、本調査においては、児童発達支援センターにおける食事提供及び栄養管理の実態把握を行うとともに、従来我自園調理に加え様々な主体による食事提供が行われることを前提として、多様な特性を有するこどもに対する食事提供や栄養管理の取組や工夫について整理し、今後の施策の検討に資する基礎資料を得ることを目的として実施する。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>(1) 全国の児童発達支援センターに対する食事提供及び栄養管理等に関するアンケート調査を行い、多様な特性を有するこどもに対する食事提供及び栄養管理の実施状況並びに具体的な取組や工夫の実態把握を行うとともに、自園調理及び外部搬入の別を把握し、提供体制の違いによる比較を行うものとする。</p> <p>(※) 箇所数は全国の児童発達支援センター838箇所を想定</p> <p>(2) 上記(1)の結果を踏まえ、児童発達支援センターに対して、自園調理及び外部搬入の別による食事提供及び栄養管理の取組事例を詳細に把握するためのヒアリング調査を行う（5～10箇所程度）。</p> <p>(3) 食事の外部搬入を導入する自治体及び外部搬入事業者に対してアンケート調査及びヒアリング調査を行い、食事提供の方法、アレルギー対応、施設との情報共有、運用上の工夫や課題等を把握する（5箇所程度）。</p> <p>(4) 有識者会議等（オンライン可）を開催し、上記(1)～(3)の調査計画及</p>

	<p>び調査結果の分析等について検討を行うとともに、多様な特性を有するこどもに対する食事提供や栄養管理の取組や工夫等、また、今後全国展開が予定される外部搬入における取組や工夫、留意点等について整理する。</p> <p>有識者会議等は、栄養学、摂食嚥下機能、障害児支援等を専門とする有識者及び関係団体並びに自治体等の代表者（5～7名程度）から構成し、事業期間内に3回程度開催する。</p>
求める成果物	<p>アンケート調査及びヒアリング調査の結果から、多様な特性を有するこどもに対する食事提供や栄養管理の取組や工夫等、また、今後全国展開が予定される外部搬入による児童発達支援センターにおける食事提供及び栄養管理の取組や工夫等について整理した事例集を作成する。</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること</p>
担当課室・担当者	支援局障害児支援課（03-3539-8345）

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-12</p>	<p>障害児入所施設における家庭的な養育環境の推進及びこどもホーム（仮称）に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>令和7年5月より「今後の障害児入所の在り方に関する検討会」を開催し、社会的養護施策等との関係性も踏まえつつ、障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方について具体的な検討を行った。令和8年4月に「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書」が取りまとめられ、家庭的な養育環境の推進及び「こどもホーム（仮称）」の創設について提言されている。</p> <p>こどもホーム（仮称）については、こどもの権利や発達、心理、社会的ニーズを理解し、多様な障害に対応し、そのこども一人一人及びその家族に応じた支援を行うとともに、関係機関や地域住民と密接な関りを築き連携することが求められている。</p> <p>このため、基準等の明確化、こどもの年齢や医療的ケア児、強度行動障害の状態のこども等を含めたケアニーズに応じた職員配置、障害児通所支援事業所や訪問看護等の外部支援を活用可能とする仕組み、関係機関と連携した相談支援、こどもと家族への支援及び職員研修等を後方支援する仕組み等について検討する必要がある。これらを踏まえ、家庭的な養育環境の推進及びこどもホーム（仮称）の創設に向けた更なる検討を行うため、調査研究を実施する。</p>
<p>想定される事業の 手法・内容</p>	<p>(1) 施設団体、有識者、学識経験者、当事者、家族等からなる検討委員会を設置し、家庭的な養育環境の推進及びこどもホーム（仮称）の創設に向けた検討を行う。</p> <p>(2) 施設における家庭的な養育環境の好事例を把握し、今後の検討に資するため、国内外の事例の収集、有識者へのヒアリング、こどもへのヒアリング等を実施する。</p> <p>なお、調査等の進め方及び検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜、こども家庭庁担当課担当者と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>以下の内容を含む報告書を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の事例の収集結果の取りまとめ及び分析並びにヒアリング調査結果等を踏まえた事例集</li> <li>・家庭的な養育環境の推進及びこどもホーム（仮称）の創設に関する検討結果</li> </ul> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。</p> <p>また、調査・分析に用いた電子データ一式についても併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局障害児支援課（03-3539-8345）</p>

令和8年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

<p>課題番号 一般2-13</p>	<p>こどもに対する性暴力防止のための取組事例等に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>教育・保育等の現場における児童に対する性暴力等を防止するため、令和6年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和6年法律第69号。以下「法」という。）が、令和8年12月25日に施行される。</p> <p>法の施行に向けて、こども家庭庁（以下「当庁」という。）は、法の対象となる事業者及び従事者並びにこども及び保護者等を含む国民に対して、広く制度について周知・広報を行い、認知を高めることで、制度の実効性を高めていく必要がある。</p> <p>当庁はこれまで、法について分かりやすく解説する動画やリーフレット、従事者向けの研修教材等を作成・公表したほか、メディア向けのイベントや事業者向けの全国説明会を開催しており、今後も法の周知に一層取り組むこととしている。</p> <p>法の施行を目前に控え、関係事業者においては、それらの周知・広報を受けて、性暴力防止のための既存の取組や規則等を改めて見直す等の、法で求められる措置への対応に向けた準備が本格化していると考えられる。また、法の施行後においては、義務対象事業者では、取組をより深化させ、実効性を高めていくためにも、どのように取り組めばよいか具体的なモデルケースが求められ、認定対象事業者においては、先行して認定を取得していく事業者がどのような取組を行っているのかを具体的に知りたいというニーズが想定される。</p> <p>よって本調査研究では、こども性暴力防止法の施行に向けた各事業者における準備状況（検討経緯を含む）についての調査を行い、好事例を収集し、公表することで、より多くの事業者において性暴力防止のための取組が広がるよう推進することを目的とする。また、国民をはじめとした、法の認知度及び理解度等を調査することで、これまでに当庁が作成した資料の質や実施した広報施策の効果を測り、今後取り組むべき効果的な施策の検討の一助とすることを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>1. こどもに対する性暴力防止に関する取組事例集の作成</p> <p>こどもに対する性暴力を防止するために、教育・保育等を提供する事業者において実施されている取組及びその効果について、ヒアリング等を通じて調査を行い、好事例を収集する（法の義務対象事業者・認定対象事業者の両方をそれぞれ5例以上含み、計15例以上）。</p> <p>収集した事例は、法で規定されている措置と関連づけて整理を行い、事例集として取りまとめる。</p> <p>2. 認知度調査</p> <p>法施行前の関係事業者及び従事者並びに国民における法の認知度及び理解度を、アンケートを用いて調査する。併せて、当庁が法の周知のために制作した</p>

	<p>広報物（リーフレット等）に対する印象や分かりやすさ等についても調査を行い、結果をまとめる。</p> <p>調査結果については、まず、法施行前（10月頃）に速報値として取りまとめる（公表することを想定）。その後、事業終了までにクロス集計や令和7年度に実施した同様の調査の結果との比較等を行い、過去1年間に実施した広報施策や公表物等が認知度にどの程度影響したのかを分析する。</p> <p>※調査研究を進めるにあたっては、適宜、こども家庭庁担当課と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>1. こどもに対する性暴力の防止に関する取組事例集 2. 法に関する認知度等の調査結果をまとめた報告書</p> <p>※認知度調査の結果の速報値については、こども家庭庁担当課と協議の上、中間成果物として、法施行前に公表可能なデータをこども家庭庁へ提供すること。</p> <p>※電子媒体及び紙媒体で提出すること。また、調査・分析に用いた電子データ一式も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>支援局参事官（こども性暴力防止担当）（03-6858-0195）</p>